

県内病院 管理者 様
県内診療所 管理者 様

群馬県健康福祉部
感染症・がん疾病対策課長 中村 多美子

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等
について (通知)

平素より本県の保健医療行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、本年3月末までを通常の医療提供体制への移行期間として、公費支援や補助金等の各種施策を実施してきたところです。

今般、厚生労働省から、本年3月末をもって移行期間を終了し、本年4月以降は通常の医療提供体制とする旨通知がありましたので、本県における取扱いについて下記のとおり通知いたします。

つきましては、内容について御確認の上、各種取扱いについて御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

これまで、御協力いただいた病床確保医療機関や外来対応医療機関を始めとした医療機関の皆様には感謝申し上げます。

今後とも引き続き医療提供体制の確保に御協力いただきますよう、お願いいたします。

記

1 送付書類

- ・(別紙) 新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について
- ・令和6年4月からの治療薬の費用について

2 本通知に関する厚生労働省通知

厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/00003.html>

3 「(別紙) 新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」
の各担当窓口

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 公費負担の取扱いについて | : 感染症危機管理第一係 |
| 2 外来医療体制について | : 療養支援係 (外来担当) |
| 3 入院医療体制について | : 医療係 (入院担当) |
| 4 自宅療養等の体制について | : 療養支援係 (自宅療養担当) |
| 5 相談窓口の体制について | : 感染症危機管理第二係 (相談窓口担当) |

担 当：感染症・がん疾病対策課 感染症危機管理室
電 話：感染症危機管理第一係 027-226-2618 (公費負担)
感染症危機管理第二係 027-226-3316 (相談窓口)
医療係 027-226-2900 (入院担当)
療養支援係 027-226-2901 (外来担当) (自宅療養担当)
メー ル：shingata-influenza@pref.gunma.lg.jp